



問題点

**A 「十分な証拠」を求め、的確な立証の機会を奪う難民申請者の収容**

難民たちは、難民調査においても参与員による調査、また裁判においても、難民であることを説得できる「十分な証拠」の提出を求められます。ある組織に所属していたこと、あるいはある集会に参加していたこと、あるいは令状なしに拘束されたことを証明する文書の証拠、などです。しかし難民は迫害を受け、命からがら祖国を離れた人が多く、その証拠を持ち合わせていない場合がほとんどです。一方、申請者に対しては難民制度に関する十分な情報提供がされておらず、また審査インタビューなどでの通訳の問題もあります。

入国後すぐに申請すると仮滞在許可が与えられると法律に謳われています。しかし難民の実状からかけ離れた厳格な要件のもとで、2012年に許可された者はわずか74人です。不法入国や不法滞在だとして収容施設に拘禁されている難民申請者も少なくなく、施設から仮放免されない難民申請者は拘禁された状態で、自分が難民であることを立証しなければなりません。しかも異議申立に使う資料には日本語の翻訳が要求されます。難民申請者が収容されてしまうと、難民であることを立証することは不可能に近いと言えます。

**B 機能していない難民審査参与員制度 (中立、公平?)**

難民認定審査の一次審査と、異議申立についての二次審査とも「入管法違反者」を取り締まる入国管理局が行うため、難民審査の中立性と公平性の確保に大きな問題があります。異議申立の審査に関与する参与員の任命権は事実上入管が持っており、法務大臣に意見を述べる参与員の中立性、公平性が確保される制度にはなっていないのが現状です。2013年6月現在、参与員は74人ですが、以前から難民の実状を知っている委員は極めて少なく、3人1組で審理されるため、知識・経験に偏りのある委員構成にならざるを得ません。関西では2010年ごろから参与員の審査の際、弁護士や支援者が立ち会えるようになってきました。質問もできるようになっていますが、審査内容は変わってはいません。

**C 入管の判断に追従するだけの裁判所**

難民と認められなかったたかさんの人が裁判を起こしています。しかし言葉も通じない国での裁判は多くの苦勞があります。国は、難民たちが苦心して集めた証拠や証言の価値を否定する主張を繰り返します。難民申請制度があることも知らない段階で入管職員が作成した供述調書をたてに、難民は嘘つきなどと主張します。裁判官は、国に勝たせるための不都合な証拠をゴッソリ無視する、強引な証拠解釈を行うなどによって、不認定処分を追従する判決文を作成しています。参与員制度が始まった2005年以降2011年までに、毎年平均60件が訴訟提起されていますが、勝訴判決により難民認定された数は7年間で、わずか20件。ほとんどの人が裁判を起こしても負けてしまいます。

**D 一次審査の審査期間が短縮⇨難民認定者が多くなる**

一次審査の難民認定の結果が分かるのが長期(平均1~2年)で長期に渡るため、法務省は2010年7月、難民申請直後の審査期間を短縮する施策を打ち出しました。入管局の努力もあり、2010年は10~12カ月に、2011年以降は6カ月以内に短縮されています。しかし、2012年の難民認定者数18人のうち、1次審査で難民認定された人はわずか2人。審査期間の短縮が必ずしも難民認定者を確定するものではなく、不認定者を多く出している結果になっています。一次で不認定になった人が異議申立、そして裁判へ続き、その間、長期間の仮放免状態(暫定在留ほぼ1カ月更新)になることは大変問題です。難民認定審査にかかわる諸問題も含み、また審査官が「難民である」ことを前提に審査したものではないのでは、という疑念を私たちに抱かせています。